

# 文献複写サービスご利用について

文献複写をご希望の方は  
カウンターまでお申し込み下さい。

- ◆文献複写申込書の記入をお願いします。
- ◆貴重書等の場合、複写をお断りする場合があります。
- ◆写真撮影での複写はお断りしております。
- ◆著作権法第31条により
  - ◎図書室の資料に限り複写することができます。
  - ◎調査・研究用に著作物の1部分(約半分)を1人につき1部複写することができます。



## 著作権法 (昭和45年5月6日 法律第48号)

### 第三十一条(図書館等における複製)

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合